

北日本ヘア・スタイリストカレッジ学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、美容師法の趣旨に基づき、美容の専門技術並びに学術を教授し、併せて一般教養の向上と人格の陶冶を図り、優秀な美容師の養成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、「北日本ヘア・スタイリストカレッジ」と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を「岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目5番15号」に置く。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限並びに定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員等は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	総学級数	備考
理美容専門課程	美容科	2年	80名	160名	4学級	昼間

第3章 学年、学期、休業日

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から 7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から 12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要と認めた場合は、休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業 7月20日から 8月18日まで
- (4) 冬季休業 12月24日から 1月15日まで
- (5) 春季休業 3月20日から 4月5日まで
- (6) 学校創立記念日

第4章 教科課程、単位数〔授業時数〕及び単位の授与

(教科課程、単位数〔授業時数〕)

第8条 本校の教科課程及び単位数〔授業時数〕は、別表のとおりとする。なお、編成にあたって、教育課程編成委員会を設置し、その意見を活用するものとする。

2 授業時数の1単位時間は、50分とする。

3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、30時間を1単位とする。

(単位の授与)

第9条 単位の授与は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して

行うものとする。

(始業時間及び終業時間)

第10条 本校の始業時刻は午前8時40分、終業時刻は午後3時00分とする。

第5章 教職員組織

(教職員)

第11条 本校の教職員は、次のとおりとする。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 1名
- (3) 教員 7名以上

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第6章 入学、退学、転学、休学及び卒業

(入学資格)

第12条 本校への入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学したものであって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学したものであって、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学時期)

第13条 学生の入学については、毎年4月とする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に保証人連署のうえ、必要事項を記載して、入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きをした者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに入学金を添え手続きをとらなければならない。

(保証人)

第15条 在学中に保証人が転居、改名、その他異動及び死亡した場合は直ちに届け出なければならない。

(転編入学)

第 16 条 転入学及び編入学については、定員に空きがある場合にのみ所定の手続きを経た後に校長がこれを許可する。

2 昼間課程もしくは夜間課程の美容師養成施設以外からの転入及び編入は認めない。
(休学、復学)

第 17 条 学生が、疾病、その他やむを得ない事由によって、1 ヶ月以上休学する場合は、その事由を記し、診断書等を添えて校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

3 休学の期間は、修業年限以内とする。
(転学)

第 18 条 学生が転学しようとする場合は、その事由を記し、保証人連署のうえ校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 19 条 学生が退学しようとする場合は、その事由を記し、保証人連署のうえ校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第 20 条 各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める単位数以上を修得した者について行う。

(1) 美容科 67 単位

2 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。
(称号の授与、国家試験受験資格)

第 21 条 前条により、理美容専門課程美容科を修了した者には、専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

2 2 年以上在学し所定の課目を取得した者には、美容師国家試験の受験資格を付与する。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 22 条 校長は、成績優秀にして他の模範となる者について表彰することができる。

(懲戒)

第 23 条 学生が本校の規則に違反する等学生の本分に反する行為があった場合、校長は、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第 8 章 入学金及び授業料等

(納付金)

第 24 条 本校の入学金及び授業料等は、次のとおりとする。

学科名	入学金(入学時)	授業料(年額)	実験実習費(1 年次)	入学検定料
美容科	110,000 円	600,000 円	120,000 円	20,000 円

2 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

3 選択コースの履修にあたっては、別途経費を徴収する。

(除籍)

第 25 条 授業料、その他の納付金を 3 ヶ月以上滞納した者は、除籍することができる。

第 9 章 寄宿舍

(寄宿舍)

第26条 本校の寄宿舎は、北日本カレッジ寮（以下「寮」という。）と称する。
2 寮の運営方法、使用方法等については別に定める。

第10章 健康診断
(健康診断)

第27条 健康診断は、学校保健安全法の定めるところにより、毎年1回実施する。

第11章 附帯教育事業
(附帯教育事業)

第28条 本校の附帯教育事業は、次のとおりとする。

附帯教育事業名	修業期間	授業時数	入学定員	総定員	総学級数
美容科通信課程	3年	300時間以上	40名	120名	3学級

2 附帯教育事業の受講料その他必要事項は別に定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、適用については平成26年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行し平成30年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、適用については令和6年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条、第12条、第20条、第21条及び第24条の適用については、令和8年度入学生から適用し、施行の前に入学者については、なお従前の例による。

別表 必修課目・選択課目

令和8年度以前入学生

教科課目		規定 時間数	規定 単位数	1年次 単位数	2年次 単位数
必修課目	関係法規・制度	30	1	1	0
	衛生管理	90	3	1	2
	保健	90	3	1	2
	化粧品化学	60	2	1	1
	文化論	60	2	1	1
	美容技術理論	150	5	3	2
	運営管理	30	1	0	1
	美容実習	900	30	14	16
小計	1,410	47	22	25	
選択課目	サロン実習	210	7	4	3
	デザイン	30	1	1	0
	マナーコミュニケーション	60	2	1	1
	ビューティーテクニック	180	6	5	1
	総合演習	120	4	1	3
	小計	600	20	12	8
	合計	2,010	67	34	33